令和４年１０月

日中サービス支援型共同生活援助について

１．「日中サービス支援型共同生活援助」の概要

　日中サービス支援型共同生活援助は，平成３０年度障害福祉サービス等報酬改定において，障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型で，短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており，施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等，地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

　この日中サービス支援型共同生活援助は，重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本としていますが，利用者が他の日中活動サービス等を利用することを妨げることがないような仕組みとなっています。

２．協議の場の設置について

　国からの通知では，日中サービス支援型共同生活援助は，地域に開かれたサービスとすることにより，当該サービスの質の確保を図る観点から，地方公共団体が設置する協議会等に対し，定期的に（年１回以上）事業の実施状況等を報告し，協議会等から評価を受けるとともに，当該協議会等から必要な要望，助言等を聞く機会を設けなければならないこととされています。

　このことから，呉市では，日中サービス支援型グループホームの協議の場を，呉市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の中に設置し，評価，助言等を受けることとします。

　なお，呉市では，指定申請時においても協議会での評価を受ける仕組みとします。

３．協議会について

　日中サービス支援型共同生活援助は，利用者のニーズに応じて，日常の介護はもとより，当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないとされています。このことから，協議会では，よりよいグループホームとなるよう，運営方針や活動内容について評価や助言等を行います。

　なお，協議会では，人員や設備基準についての議論は行いません。

　（評価内容）

　・利用者のニーズに応じて，日常の介護はもとより，利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援が図られているか

　・利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく，個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図れるよう，相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携を図っているか　等

４．日中サービス支援型共同生活援助の指定申請について

　呉市では，呉市自立支援協議会において，日中サービス支援型共同生活援助の指定時及び事業開始後定期的に（年１回以上）運営方針や活動内容等を説明し，評価，助言等を受けることとします。

　具体的な運用については，次のとおりです。

（１）指定申請の流れについて

　　　指定申請から事業開始後の流れについては，以下のとおりです。

①指定の事前協議

②協議会評価の

申込

⑦指定申請書の

提出

⑧事業開始

⑩指定更新

申請書の提出

（報告評価添付）

（事業者→市）　（事業者→自立支援協議会）　　　　　（事業者→市）　　　　　　　　　　　　　（事業者→市）

③協議会で説明

④評価・助言

（計画評価

シート作成）

⑤評価結果を送付

（計画評価

シート送付）

⑥質問・回答書

（必要に応じて）事業開始

⑨年１回以上

　協議会で

実施報告

（事業者→自立支援協議会）　（自立支援協議会→事業者）　　　　　　　　　　　　　　（事業者→自立支援協議会）

　　※　別紙「指定申請，協議会への説明（実施報告）の流れについて」を参照ください。

協議会への評価の申込は，指定を受ける日の4か月前の２０日までに申込を行ってください。

これは，指定申請書の提出（指定を受ける日の前々月末）までに協議会での評価等を受ける必要があるためです。

（２）協議会での評価等について

　　　日中サービス支援型共同生活援助協議会評価申込書と添付書類を協議会が指定する提出期日までに提出してください。

　　　提出された書類を基に協議会に出席し説明していただきます。

　　　後日，協議会の評価，助言等が記載された「計画・評価シート」が送付されますので，それらに沿った事業運営をお願いいたします。

（３）指定申請書の提出書類について

　　　通常の指定申請書の提出書類に加えて，協議会の評価，助言等が記載された「計画・評価シート」を提出してください。

（４）事業指定後の定期的な（年１回以上の）報告について

　　　日中サービス支援型共同生活援助実施状況報告書と添付書類を協議会が指定する提出期日までに提出してください。

　　　提出された書類を基に協議会に出席し説明していただきます。

　　　後日，協議会の評価，助言等が記載された「報告・評価シート」が送付されますので，それらに沿った事業運営をお願いいたします。

（５）提出書類について

|  |  |
| --- | --- |
| 指定申請前の  協議会評価  申込時 | １　日中サービス支援型共同生活援助協議会評価申込書（様式１） |
| ２　日中サービス支援型共同生活援助計画・評価シート【新規指定時】  （様式２） |
| ３　共同生活援助事業所及び短期入所事業所の平面図・位置図 |
| ４　その他法人が説明で必要とする書類 |
| 事業指定後の  実施状況報告時 | １　日中サービス支援型共同生活援助実施状況報告書（様式３） |
| ２　日中サービス支援型共同生活援助報告・評価シート（様式４） |
| ３　日中サービス支援型共同生活援助利用者ＧＨ内での過ごし方  ウィークリープラン（様式５） |
| ４　日中サービス支援型共同生活援助評価に係る質問・回答書（様式２・４\_別紙）※前回評価時に該当した場合のみ |